

氏 名 (法人にあっては名称)	株式会社エネワンでんき
住 所	東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル2F

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	無		
電 気 事 業 の 概 要	・小売電気事業 工場や大規模オフィスビルといった大口需要家へ電力供給を実施しています 2016年4月以降、一般家庭などの低圧領域に向けた電力供給を実施しています		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推 進 体 制	■社内向け体制組織 ・太陽光やバイオマス発電などのF I T電源やL N G火力発電所からの電源調達を推進 ■社外向けとして体制組織 ・お客様への消費電力に関する情報提供 ・実質再エネプラン「カーボンニュートラルでんき」の推進 ・節電情報のご提供		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 及 び 目 標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2023 年度)	0.566 (kg-CO ₂ /kWh)	0.484 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標 (2024 年度)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標 (2026 年度)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標 (2033 年度)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方) ・再生可能エネルギーによる電力の積極的な調達 ・環境負荷の低い化石燃料により発電された電力の調達		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)
	短期目標 (2026 年度)	極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)
	長期目標 (2033 年度)	極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)
	(目標に係る措置の内容) ・再生可能エネルギーの利用割合を増やすために、調達先の検討を行っています		
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2023 年度)	748 (千kWh)	12.18 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	最大限調達 (千kWh)	最大限調達 (%)
	短期目標 (2026 年度)	最大限調達 (千kWh)	最大限調達 (%)
	長期目標 (2033 年度)	最大限調達 (千kWh)	最大限調達 (%)
	(目標に係る措置の内容) ・再生可能エネルギーの調達先の開発と積極的な調達に努めます		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	未利用エネルギーの利用予定はありません		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	火力発電の保有しておりません		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	・企業活動に支障をきたさない範囲での節電のお願い ・一般家庭向けに、電力使用量を確認できるようにし、お客様の自発的な節電対策を推進します		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	・太陽光発電やエネファームなど分散型電源の普及拡大に向けた活動を行います		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。